

大高交番

編集・発行
緑警察署
大高交番
052-621-0110

**自転車の飲酒運転を
軽く考えないでください!**



令和6年11月1日、改正道路交通法の施行により、**自転車による酒気帯び運転の罰則化**（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が追加されます。自転車に限らず**特定小型原動機付自転車も同様**に処分対象です。

- ・ 道路交通法第117条の2（酒酔い運転）
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 道路交通法第117条の2の2（酒気帯び運転）
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



**飲酒運転の根絶
しない・させない・許さない**



駐車監視員活動 ガイドラインの改定

緑警察署のホームページは

こちらから↓↓

令和6年10月1日付で、ガイドラインを改定し、駐車監視員の活動区域を変更します。詳しくは、緑警察署のホームページをご覧ください。



9月中 (暫定値)	侵入盗 (住宅対象)	特殊詐欺	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	合計
大高学区	1	-	-	-	-	-	-	-	4	5
大高北学区	-	-	-	-	2	-	1	1	-	4
大高南学区	-	-	-	-	-	-	-	2	2	4
緑署全体	3	1	2	3	1	22	4	2	16	35

地域安全情報

9月中緑区内の交通
事故発生件数
(交通課調べ・暫定値)
人身事故72件
物損事故466件

